

# 子ども・子育て支援新制度における 公立施設の予算等の取扱いについて

平成27年3月10日

緑字下線部分が前回からの修正箇所

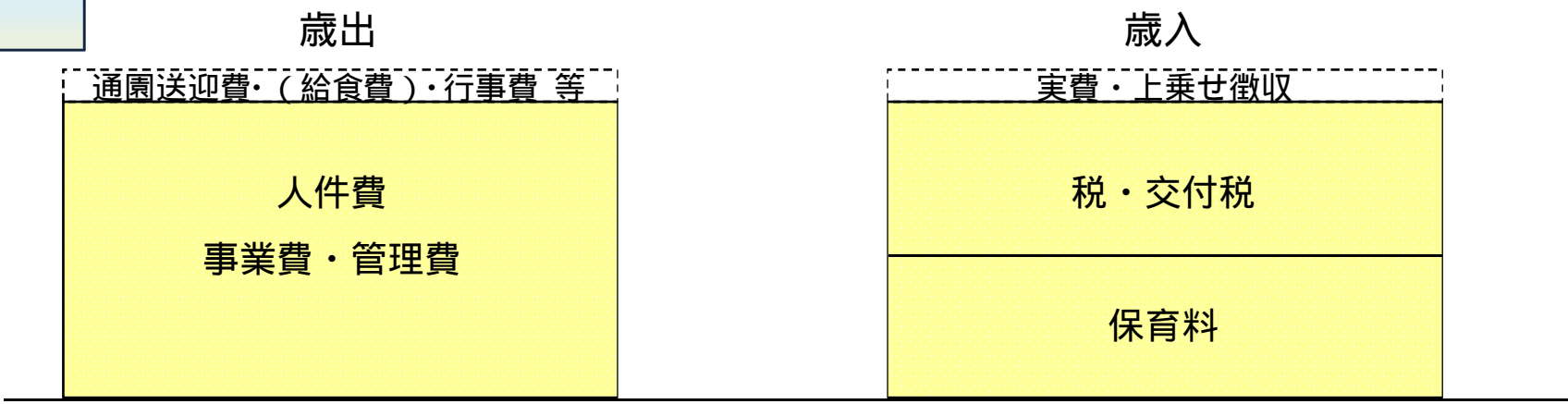
# 公立施設の予算等の取り扱いに関するFAQ

## 【予算計上方法】

質 問	回 答
<p data-bbox="116 256 846 560">公立施設の予算について、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、どのような予算計上の方法をとれば良いでしょうか。</p> <p data-bbox="116 628 882 719">自治体向けFAQ【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】No. 15</p>	<p data-bbox="929 256 2175 443">新制度における公立施設に係る市町村の予算の計上に当たっては、現行同様、公立施設の職員の人件費・管理費・事業費を歳出予算に計上することに加えて、個人に対する給付費を歳出予算に計上することが法体系上は整合的です。</p> <p data-bbox="929 451 2175 683">その場合、各々に対応する歳入（財源）は、 については、全体を使用料（調定＝債権化が必要）として計上するものの、個人給付相当額は法定代理受領として収入し、利用者負担相当額は国で定める額を限度として市町村が定める額を保護者から納付を受けることとなります。</p> <p data-bbox="929 691 2175 930">については、地方財政措置の水準として制度的に保障する額の一般財源を充当することになります。上記のとおり、市町村の予算には、給付費に係る歳入・歳出予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳入・歳出予算が計上されることとなりますが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たりません。</p> <p data-bbox="929 938 1234 978">（次ページ参照）</p> <p data-bbox="929 1018 2175 1393">介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により、利用者負担額のみを使用料とすることも可能です（P7参照）。その場合の給付費の予算等の取扱いについては、現行のとおり、歳入予算に税・交付税及び保育料を計上し、歳出予算に公立施設の職員の人件費等を計上する方法とすることが考えられます。ただし、その場合であっても、個人給付額を把握し、法定代理受領分として各保護者に通知することは必要です。</p>

# 個人給付化に伴う市町村の歳入・歳出予算のイメージ（公立施設・事業）

現 行

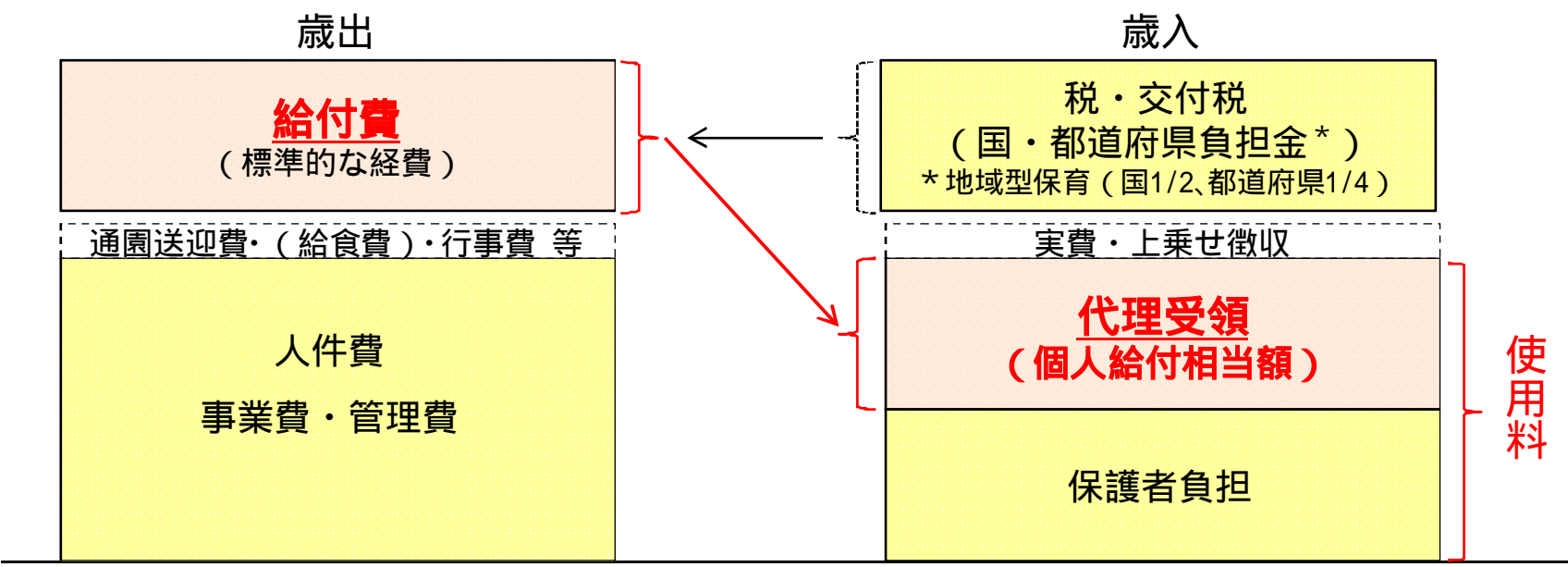


上記の他に、就園奨励事業に関する歳入・歳出が計上されている場合がある。

新制度移行後

**給付費の歳出・歳入(代理受領)分、市町村の予算・決算規模が拡大する(所要の一般財源は変わらない)。**

市町村の予算上、給付費に係る歳入・歳出予算と、実際の公立施設の職員の人件費等を賄うための歳入・歳出予算が計上されることになるが、これらは目的が異なるものであり、予算の二重計上には当たらない。



# 公立施設の予算等の取り扱いに関する F A Q

## 【公定価格の設定方法】

質 問	回 答
<p>私立の幼稚園・保育所・認定こども園の施設型給付については、国が示す公定価格に基づき、公立施設の施設型給付は何を基準として定めればよいのでしょうか。</p> <p>自治体向け F A Q 【公立幼稚園・公立保育所・公立認定こども園】 No. 14</p>	<p><u>内閣総理大臣が定める基準としての公立施設に係る公定価格については、平成27年2月5日の子ども・子育て会議において、「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」とされたところです。</u></p> <p><u>この設定に当たっては、最終的には、各市町村が、公立施設の実態や取組の状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、市町村ごとに定めていただくこととなります。具体的な金額の検討に当たっては、当該施設に係る予算額・決算額等を利用者数で除して定めることのほか、国の公定価格の単価表（一般的な水準額はP5参照）や市町村管内における私立施設の公定価格を参考に検討すること等が考えられます。</u></p> <p><u>その際、</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li><u>・平成27年度予算案においては、公立施設の地方財政措置においても、消費税引き上げによる増収分を活用して、3歳児の配置改善等の質の向上が図られていること</u></li><li><u>・公立施設の運営の実態を踏まえて、どのような経費を対象とし、どの程度の給付水準とするかを判断する上で、国の公定価格の単価表や所在する地域の私立施設の給付水準を参考とすることが考えられること</u></li><li><u>・他市町村の住民による広域利用が行われる場合にも、施設所在市町村の公定価格を用いて給付が行われること（給付は居住地市町村から行われる）</u></li><li><u>・利用者負担額は私立施設に適用される国基準の公定価格ではなく、各市町村が定めることとなる公立施設の公定価格の単価が限度となること</u></li><li><u>・仮に公立施設の運営等に要する経費の歳出の決算額が、特定財源である使用料（施設型給付の代理受領分＋保護者負担）の額を上回った場合、どのような財源を充てるかの検討が必要になること</u></li></ul> <p><u>等に留意が必要です。</u></p> <p>なお、市町村が実施する地域型保育事業に係る公定価格については、内閣総理大臣が定める公定価格によることになるため、市町村が定める必要はありません。</p>

# 公立幼稚園・保育所・認定こども園に係る公定価格の設定方法

## 考え方

施設型給付費に係る公定価格（特定教育・保育に通常要する費用の額）については、公立施設（幼稚園・保育所・認定こども園）も含めて内閣総理大臣が定めることとされている。一方で、公立施設については、設置者である市町村の責任の下、全額が市町村の負担により運営されている施設である。そのため、公立施設に係る公定価格について、内閣総理大臣が定める基準としては「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」とする旨を規定することになる。

地域型保育給付費に係る公定価格は、国・都道府県による負担が行われることになるため、内閣総理大臣が定める額による。

上記のとおり、公立施設の特定教育・保育に通常要する経費としての「市町村が定める額」の設定に当たっては、各市町村の公立施設の実態や取組の状況に応じ、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて、市町村ごとに定めることになる。具体的な金額の検討に当たっては、当該施設に係る予算額・決算額等を利用者数で除して定めることのほか、国の公定価格の単価表（一般的な水準額はP5参照）や市町村管内における私立施設の公定価格を参考に検討すること等が考えられる。

その際、

- ・平成27年度予算案においては、公立施設の地方財政措置においても、消費税引き上げによる増収分を活用して、3歳児の配置改善等の質の向上が図られていること
- ・公立施設の運営の実態を踏まえて、どのような経費を対象とし、どの程度の給付水準とするかを判断する上で、国の公定価格の単価表や所在する地域の私立施設の給付水準を参考とすることが考えられること
- ・他市町村の住民による広域利用が行われる場合にも、施設所在市町村の公定価格を用いて給付が行われること（給付は居住地市町村から行われる）
- ・利用者負担額は私立施設に適用される国基準の公定価格ではなく、各市町村が定めることとなる公立施設の公定価格の単価が限度となること
- ・仮に公立施設の運営等に要する経費の歳出の決算額が、特定財源である使用料（施設型給付の代理受領分＋保護者負担）の額を上回った場合、どのような財源を充てるかの検討が必要になること

等に留意が必要。

公立施設に係る実際の支出

通園送迎費・（給食費）・行事費等

人件費

事業費・管理費



内閣総理大臣が定める公定価格

「市町村が定める額」  
（特定教育・保育に通常要する費用の額）



## (参考) 国の公定価格の一般的な水準

- この表は、各市町村が公立施設の公定価格の設定に当たっての参考に資するよう、国の公定価格を基に「地域区分」、「認定区分」、「年齢区分」ごとの一般的な水準をお示しするもの（定員は90人を前提に算出）。  
各種加算や、質の改善による充実分を含んで典型的な水準として算出しているもの。
- 公立施設の公定価格については、FAQにあるように、様々考えられる設定方法や留意事項を踏まえて、最終的には各市町村が公立施設の実情に応じて、市町村ごとに定めることになるため、この表を用いて一律に設定することを求めるものではないことに留意されたい。

地域区分	年齢区分	認定区分				
		1号	2号		3号	
			標準時間認定	短時間認定	標準時間認定	短時間認定
20/100 地域	4歳以上児	53,500	61,340	55,090		
	3歳児	68,300	75,690	69,440		
	1、2歳児				129,620	
	乳児				212,120	
16/100 地域	4歳以上児	51,900	60,040	54,050		
	3歳児	66,200	74,010	68,010		
	1、2歳児				126,440	
	乳児				206,390	
15/100 地域	4歳以上児	51,600	59,750	53,670		
	3歳児	65,800	73,610	67,530		
	1、2歳児				125,600	
	乳児				204,990	
12/100 地域	4歳以上児	50,600	58,740	52,900		
	3歳児	64,400	72,110	66,270		
	1、2歳児				123,150	
	乳児				200,660	
10/100 地域	4歳以上児	50,000	58,030	52,250		
	3歳児	63,600	71,210	65,430		
	1、2歳児				121,440	
	乳児				197,730	
6/100 地域	4歳以上児	48,700	56,730	51,100		
	3歳児	61,800	69,520	63,890		
	1、2歳児				118,140	
	乳児				192,000	
3/100 地域	4歳以上児	47,700	55,730	50,220		
	3歳児	60,600	68,230	62,710		
	1、2歳児				115,710	
	乳児				187,680	
その他 地域	4歳以上児	46,700	54,730	49,320		
	3歳児	59,300	66,950	61,540		
	1、2歳児				113,270	
	乳児				183,360	

## 1号認定子どもに係る教育・保育給付の経過措置との関係について

1号認定子どもに係る教育・保育給付の額は子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）附則第9条の規定により、「全国統一費用部分」と「地方単独費用部分」の二階建て構造となるが、この法律上の設計は、公立・私立ともに変わらない。

この「全国統一費用部分」については、

法施行前の私立幼稚園に対する私学助成の国の補助金の総額

私立幼稚園に係る保護者の負担額

施設の所在する地域その他の事情

を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した額（A）とされており、「地方単独費用部分」については、施設の所在する地域の実情、特定教育・保育に通常要する費用の額と、Aの内閣総理大臣が定める基準により算定した額との差額その他の事情

を参酌して市町村が定める額（B）とされている。

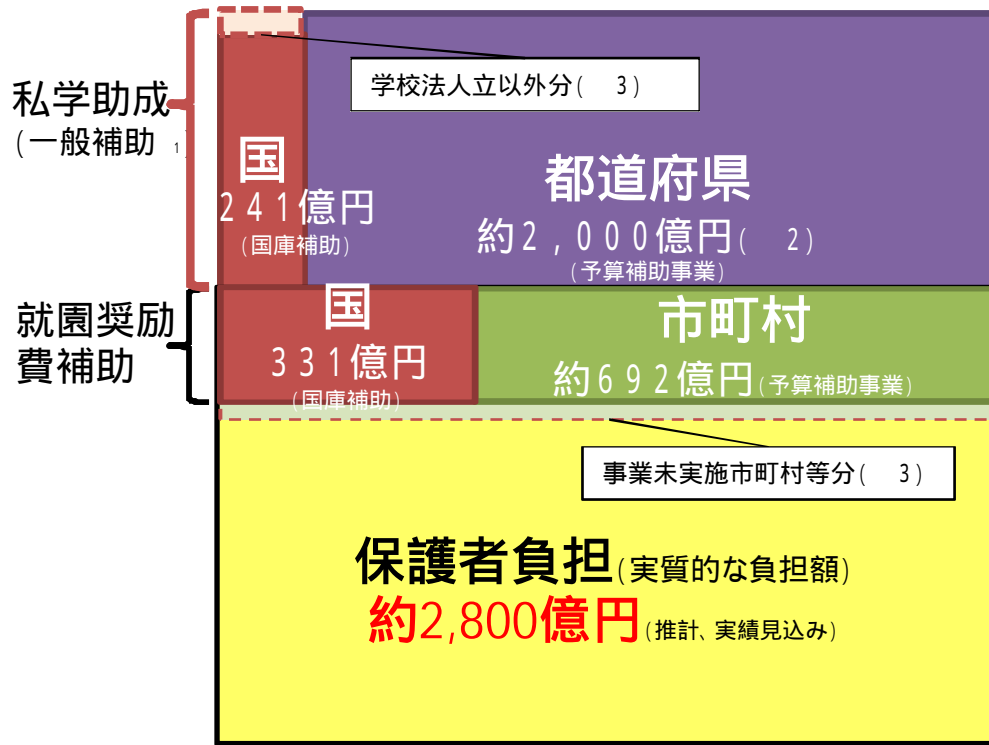
このうち、については私立施設について規定されているものであり、これらを勘案した結果、次ページのような整理となるが、全額市町村の一般財源により運営される公立施設については、の事情はないことから、Aの内閣総理大臣が定める基準としては前ページと同様に「施設の設置主体である市町村が、国の公定価格の基準や地域の実情等を踏まえて定める額」とする旨を規定することになり、その際、市町村においては、公立施設で実施する特定教育・保育に通常要する費用の額を定めることになる。そのため、の特定教育保育に通常要する費用の額との差額は生じないことになることから、公立施設に係る1号認定子どもに係る教育・保育給付の額の設定に当たっては、Aのみを定めることで足りることになる。

なお、市町村の実施する地域型保育事業を1号認定子どもが利用する場合の特例地域型保育給付費（特別利用地域型保育、特例保育）については、民間事業者と同様に国及び都道府県による費用の負担が行われることから、次ページの私立施設と同様に二階建て構造となる。（国において標準的な公定価格の額を設定した上で「全国統一費用部分」を算定し、「地方単独費用部分」を市町村において設定）

# 私立施設の1号認定子どもに係る新制度の財政構造(イメージ図)

## 現状(平成26年度政府予算ベース)

総費用(推計) 約6,000億円程度(1)

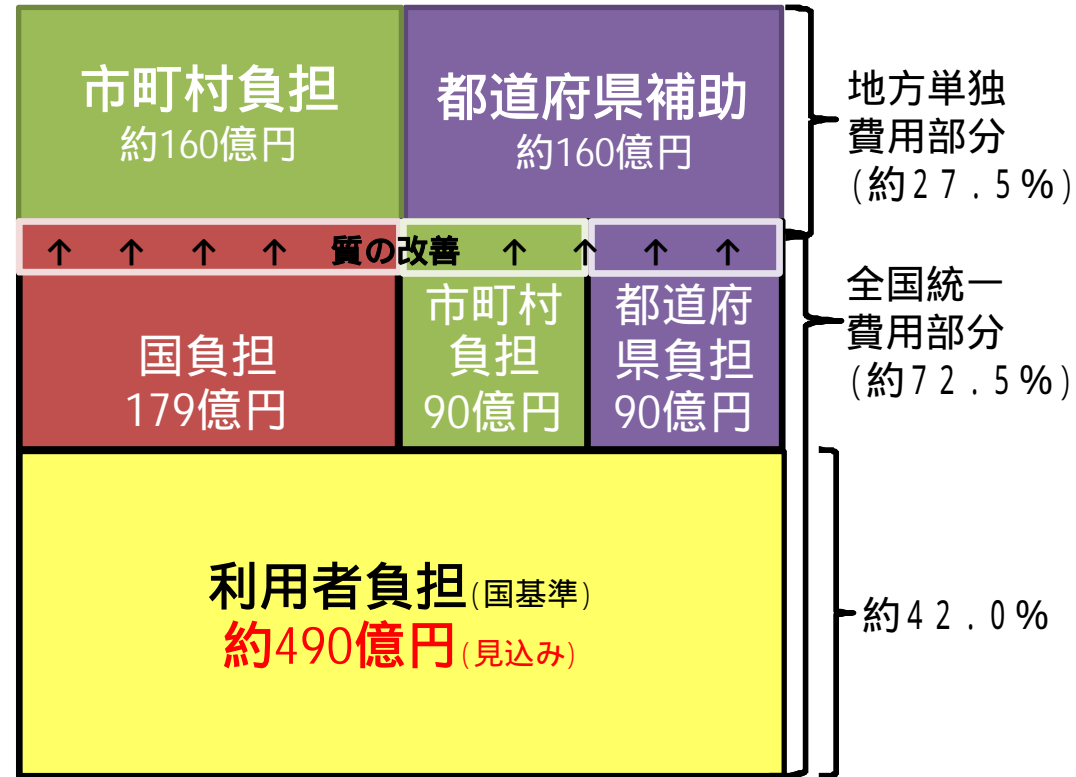


## 新制度の施設型給付(平成27年度政府予算案ベース)

新制度への移行割合は2割程度と見込んでいる。

総費用(推計) 約1,200億円程度

(注)新制度の図の大きさは現状に合わせて拡大している。



- 1 私学助成(国費)のうち、一般補助のうち一種免許状、財務状況改善や特別補助(子育て支援(預かり保育)、特別支援など)を除く額。
- 2 地域における子育て支援事業充実分を除き、私学団体への補助を含む。なお、私立学校経常費補助に係る地方財政措置は、学校法人格の有無を問わず全ての私立幼稚園の園児を対象に算定。
- 3 新制度移行に伴い必要となる公費増であり、量拡充により対応。

上記のほか、幼稚園型一時預かり事業(国25億円)がある。

(参考)現行制度(国予算案額)	
私学助成	303億円
就園奨励補助	323億円



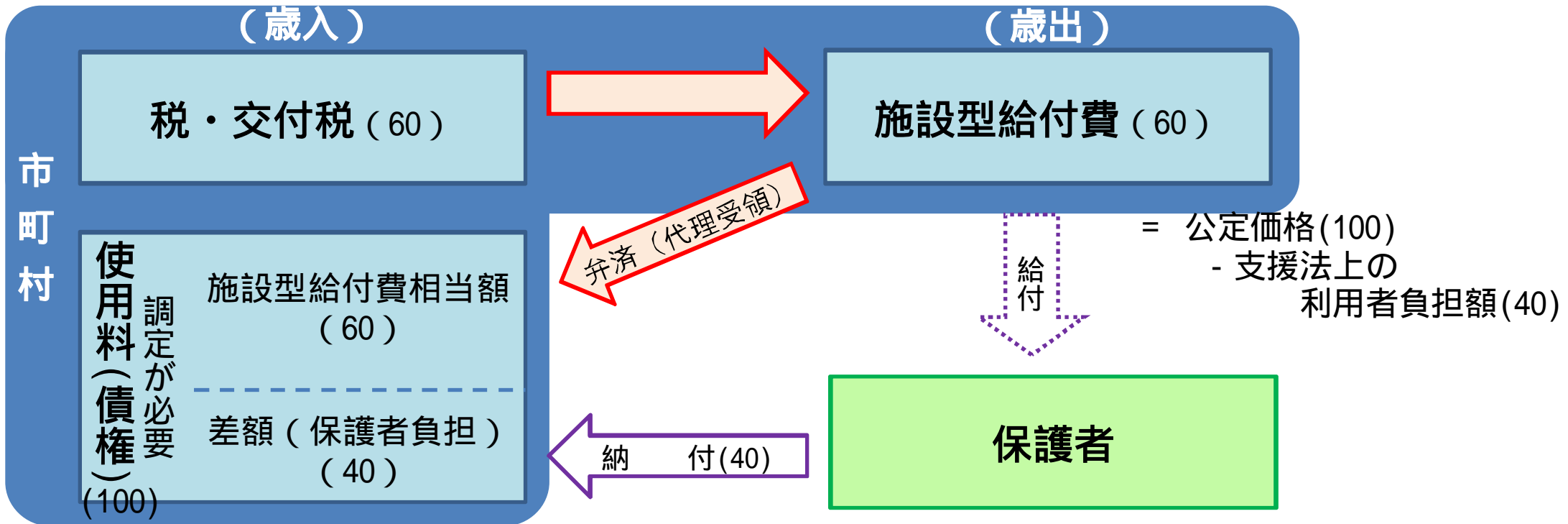
# 公立施設の予算等の取り扱いに関する F A Q

## 【利用者負担額の徴収根拠・位置づけ】

質 問	回 答
<p>公立施設の利用者負担については、国の法律に徴収根拠規定が存在しません。条例で定めることは必要ですか。また、利用者負担の額も条例で定めることが必要ですか。また、利用者負担は公債権、私債権のいずれになるのでしょうか。</p> <p>また、公立施設の利用者負担額の規定方法としては、公の施設の使用料として設定することとされていますが、法律上、個人給付及び法定代理受領であることを踏まえて、具体的にはどのように規定すれば良いのでしょうか。</p> <p>自治体向け F A Q 【利用者負担額】 No . 5</p>	<p>公立施設の利用者負担額については、公の施設の使用料に該当するため、条例に徴収根拠を定めることにより、公債権として整理されます。また、公の施設の使用料徴収に関して条例で定める際には、金額の決定を全面的に規則に委ねることはできないので、少なくとも、条例上、上限額あるいは範囲等が規定されていることが求められます。</p> <p>公立施設の利用者負担額の規定方法としては、法体系上は公定価格の額を基に使用料として定めたいうえで、その弁済に、給付費の法定代理受領及び保護者負担を充てるものが整合的です。</p> <p>一方で、介護保険制度や障害者福祉サービス等における使用料条例の状況を見ると、実際の利用者負担額を使用料として定めている例もあるので、最終的には、市町村の考え方により定めてください。</p>

# 公立施設・事業に係る利用者負担（使用料）の設定方法

以下は、子ども・子育て支援法の規定を基にした、給付費等の流れのイメージ



## II 公定価格

= 地方財政措置の水準 (給付費相当分) + 国基準の利用者負担額の単価等を用いて市町村が設定

市町村は、使用料の額を公定価格の額 (= 地方財政措置の水準等) により定める (利用開始前)

支援法上の利用者負担額は、国の定める上限の範囲内では別途定める (利用開始後)

の全額を調定 = 債権化

からを差し引いた額を施設型給付費として支出

の債権 (施設型給付費相当額) の併済にを充当 (代理受領) し、

で定める利用者負担額を保護者に対して納入告知 保護者から納付

地域型保育事業の場合

「税・交付税 (60)」 「国費 (30)、県費 (15)、税・交付税 (15)」

「使用料・公定価格 = 地方財政措置の水準等」 「使用料・公定価格 = 国が定める公定価格」

## (参考) 他制度の公立施設の使用料条例の例

### 〇〇〇特別養護老人ホーム条例

(使用料)

第五条 特別養護老人ホームの使用料は、次に掲げる額の合計額とする。

- 一 **介護保険法第四十二条の二第二項第三号又は第四十八条第二項の規定により、要介護状態区分、特別養護老人ホームの所在する地域等を勘案して算定される**地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護又は**介護福祉施設サービスに要する平均的な費用**(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)**の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額**
- 二 介護保険法第五十一条の三第二項第一号の規定により、特別養護老人ホームにおける食事の提供に要する平均的な費用の額を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額
- 三 介護保険法第五十一条の三第二項第二号の規定により、特別養護老人ホームにおける居住に要する平均的な費用の額及び施設の状況その他の事情を勘案して厚生労働大臣が定める費用の額

介護保険法(平成九年十二月十七日法律第百二十三号)

(施設介護サービス費の支給)

第四十八条 市町村は、要介護被保険者が、次に掲げる施設サービス(以下「指定施設サービス等」という。)を受けたときは、当該要介護被保険者に対し、当該指定施設サービス等に要した費用(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。以下この条において同じ。)について、施設介護サービス費を支給する。ただし、当該要介護被保険者が、第三十七条第一項の規定による指定を受けている場合において、当該指定に係る種類以外の施設サービスを受けたときは、この限りでない。

- 一 都道府県知事が指定する介護老人福祉施設(以下「指定介護老人福祉施設」という。)により行われる介護福祉施設サービス(以下「指定介護福祉施設サービス」という。)
  - 二 介護保健施設サービス
- 2 施設介護サービス費の額は、施設サービスの種類ごとに、**要介護状態区分、当該施設サービスの種類に係る指定施設サービス等を行う介護保険施設の所在する地域等を勘案して算定される当該指定施設サービス等に要する平均的な費用**(食事の提供に要する費用、居住に要する費用その他の日常生活に要する費用として厚生労働省令で定める費用を除く。)**の額を勘案して厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額**(その額が現に当該指定施設サービス等に要した費用の額を超えるときは、当該現に指定施設サービス等に要した費用の額とする。)の百分の九十に相当する額とする。

## 〇〇〇総合福祉センター条例

### (負担金)

第14条 デイサービスセンターを利用する者は、負担金を納付しなければならない。

2 **負担金の額は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成18年政令第10号)第17条各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を上限として、市長が定める基準により算定した額とする。**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)

### (指定障害福祉サービス等に係る負担上限月額)

**第十七条 法第二十九条第三項第二号に規定する当該支給決定障害者等の家計の負担能力その他の事情をしん酌して政令で定める額**(第四十三条の五第三項及び第五項において「負担上限月額」という。)は、次の各号に掲げる支給決定障害者等の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 次号から第四号までに掲げる者以外の者 三万七千二百円

二 支給決定障害者等(共同生活援助に係る支給決定を受けた者及び自立訓練又は就労移行支援に係る支給決定を受けた者(厚生労働大臣が定める者に限る。))を除く。以下この号及び次号並びに第十九条第二号ロ及びハにおいて同じ。)であって、次に掲げる者に該当するもの(第四号に掲げる者を除く。) 九千三百円

イ 指定障害者支援施設等(法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)に入所する者(二十歳未満の者に限る。)及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等(法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。以下同じ。)のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。)の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下同じ。)の額(同法附則第五条の四第六項その他の厚生労働省令で定める規定による控除をされるべき金額があるときは、当該金額を加算した額とする。以下同じ。)を合算した額が二十八万円未満であるもの

ロ 指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外の者(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属するその配偶者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が十六万円未満であるもの

三 支給決定障害者等のうち、指定障害者支援施設等に入所する者及び療養介護に係る支給決定を受けた者以外のもの(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害児の保護者に限る。)であって、当該支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者について指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割の額を合算した額が二十八万円未満であるもの(前号及び次号に掲げる者を除く。) 四千六百円

四 支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者(支給決定障害者等(法第十九条第一項の規定により同項に規定する支給決定を受けた障害者に限り、指定障害者支援施設等に入所する者(二十歳未満の者に限る。))及び療養介護に係る支給決定を受けた者(二十歳未満の者に限る。))を除く。以下「特定支給決定障害者」という。)にあつては、その配偶者に限る。)が指定障害福祉サービス等のあった月の属する年度(指定障害福祉サービス等のあった月が四月から六月までの場合にあつては、前年度)分の地方税法の規定による市町村民税(同法第三百二十八条の規定によって課する所得割を除く。以下この号、第十九条第二号二、第三十五条第三号、第四十二条の四第一項第二号及び第四十三条の三第二号において同じ。)を課されない者(市町村の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。)である場合における当該支給決定障害者等又は支給決定障害者等及び当該支給決定障害者等と同一の世帯に属する者が指定障害福祉サービス等のあった月において被保護者(生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第六条第一項に規定する被保護者をいう。以下同じ。)若しくは要保護者(同条第二項に規定する要保護者をいう。以下同じ。)である者であつて厚生労働省令で定めるものに該当する場合における当該支給決定障害者等 零